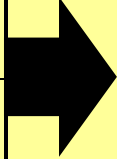
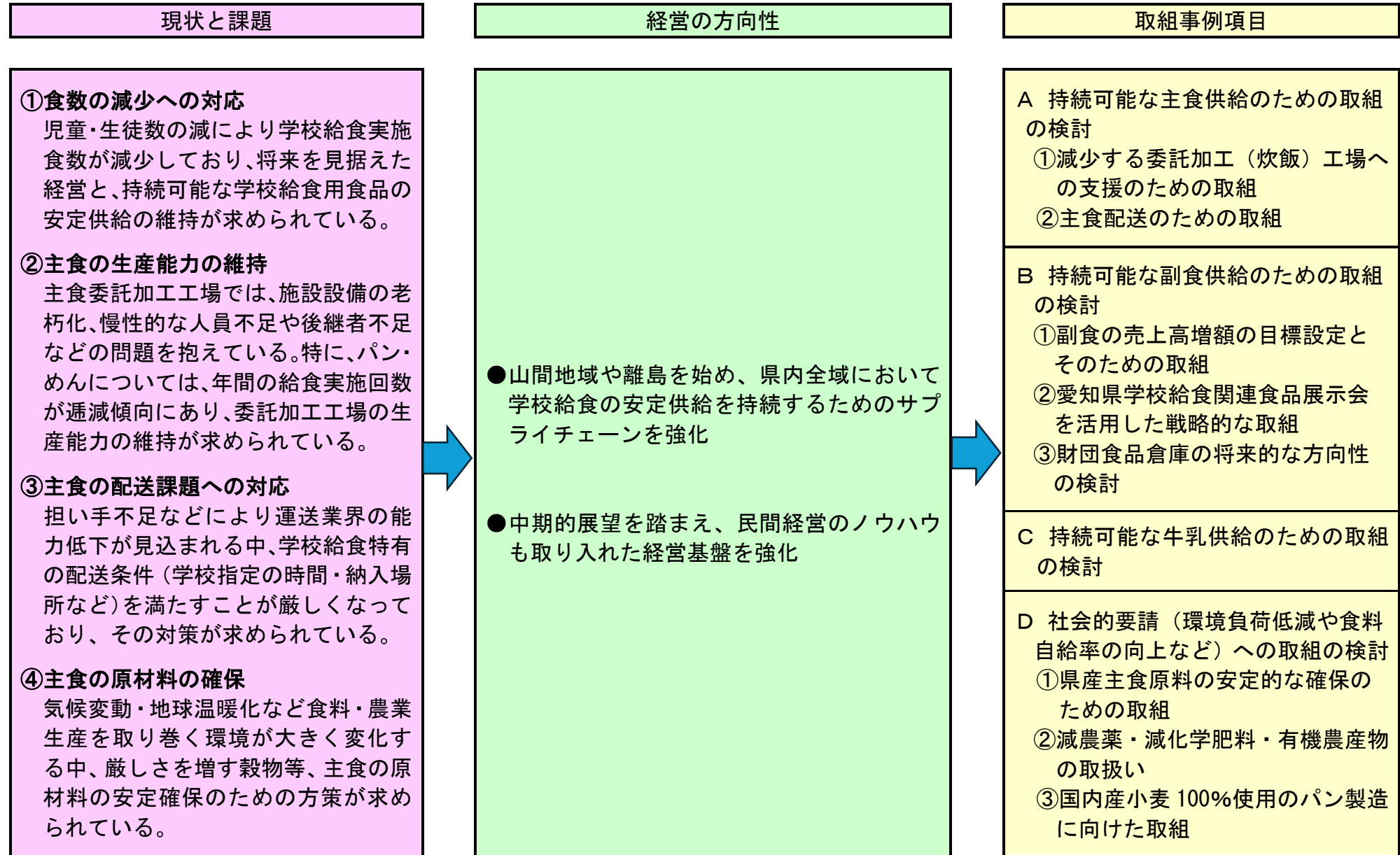


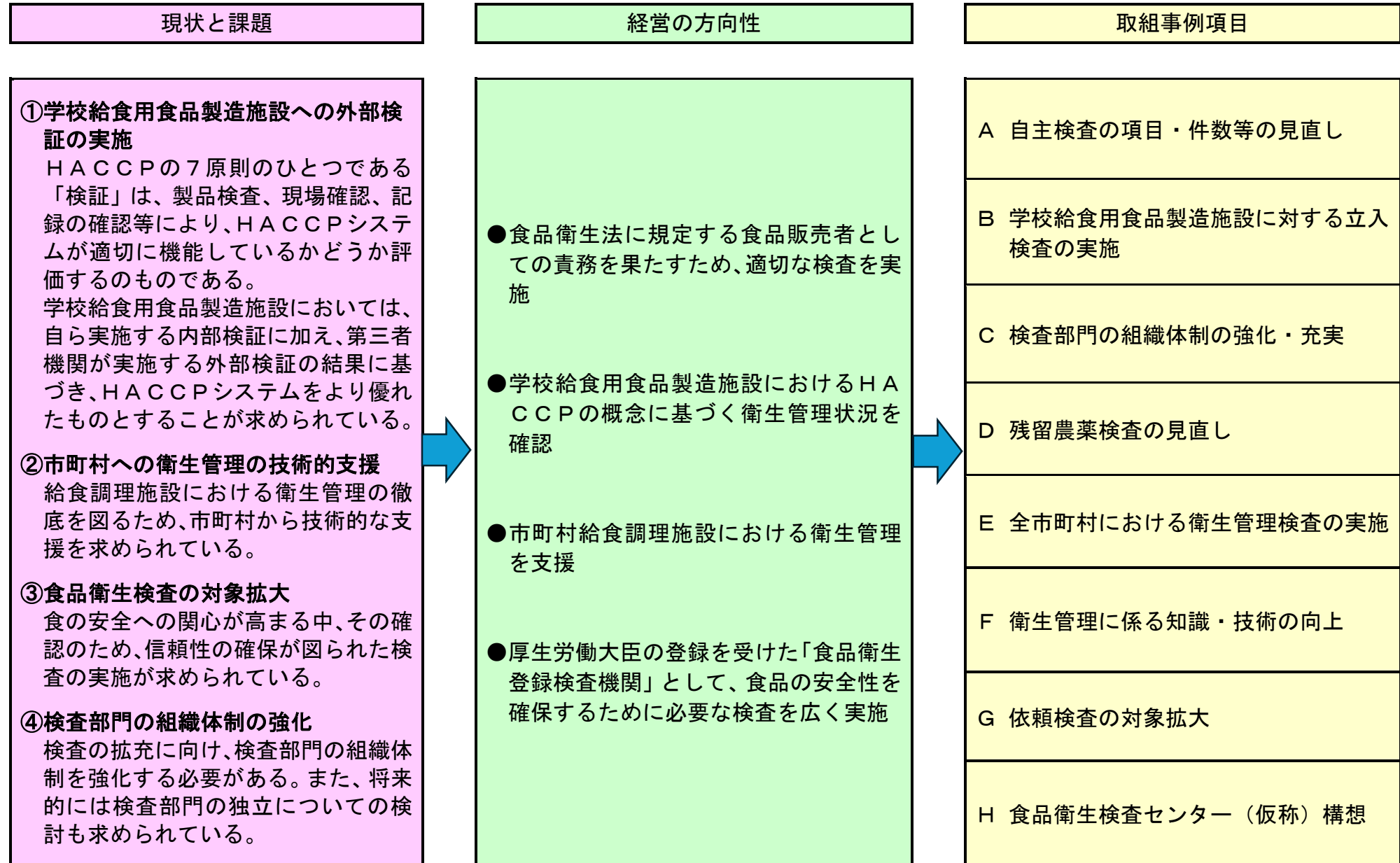
愛知県学校給食会経営戦略ビジョン

背 景		計画期間
都道府県学校給食会には、施設設備の老朽化や後継者不足などにより委託加工工場が減少したことで、全地域（市町村）への主食の供給ができなくなっているところがある。 児童・生徒数の減に伴う学校給食食数の減少も重なり、委託加工工場の経営環境が厳しさを増すと、主食を供給できない地域が一層拡大することが危惧される。 そうした中で、持続可能で強靱なサプライチェーンを構築していくには、経営基盤の強化等のさまざまな課題に対し、中長期的視点に立って戦略的に取り組んでいく必要がある。		5 か 年 (令和 7 ～ 11 年度)
ビ ジ ョ ン の 内 容		
重 点 課 題		経 営 の 方 向 性
①学校給食用食品の安定供給		①安定供給を維持するためのサプライチェーンを強化 など
②学校給食用食品の安全確保と衛生管理		②食品販売者としての責務を果たすため、適切な検査を実施 など
③学校給食の普及啓発と食育の推進		③学校給食及び食育を取り巻く社会的なニーズを踏まえた主体的事業を展開 など
④経営基盤の強化		④現行の経営資源を活かした新たな事業展開を模索 など
⑤組織力の強化等		⑤人材育成及び組織マネジメントを充実 など

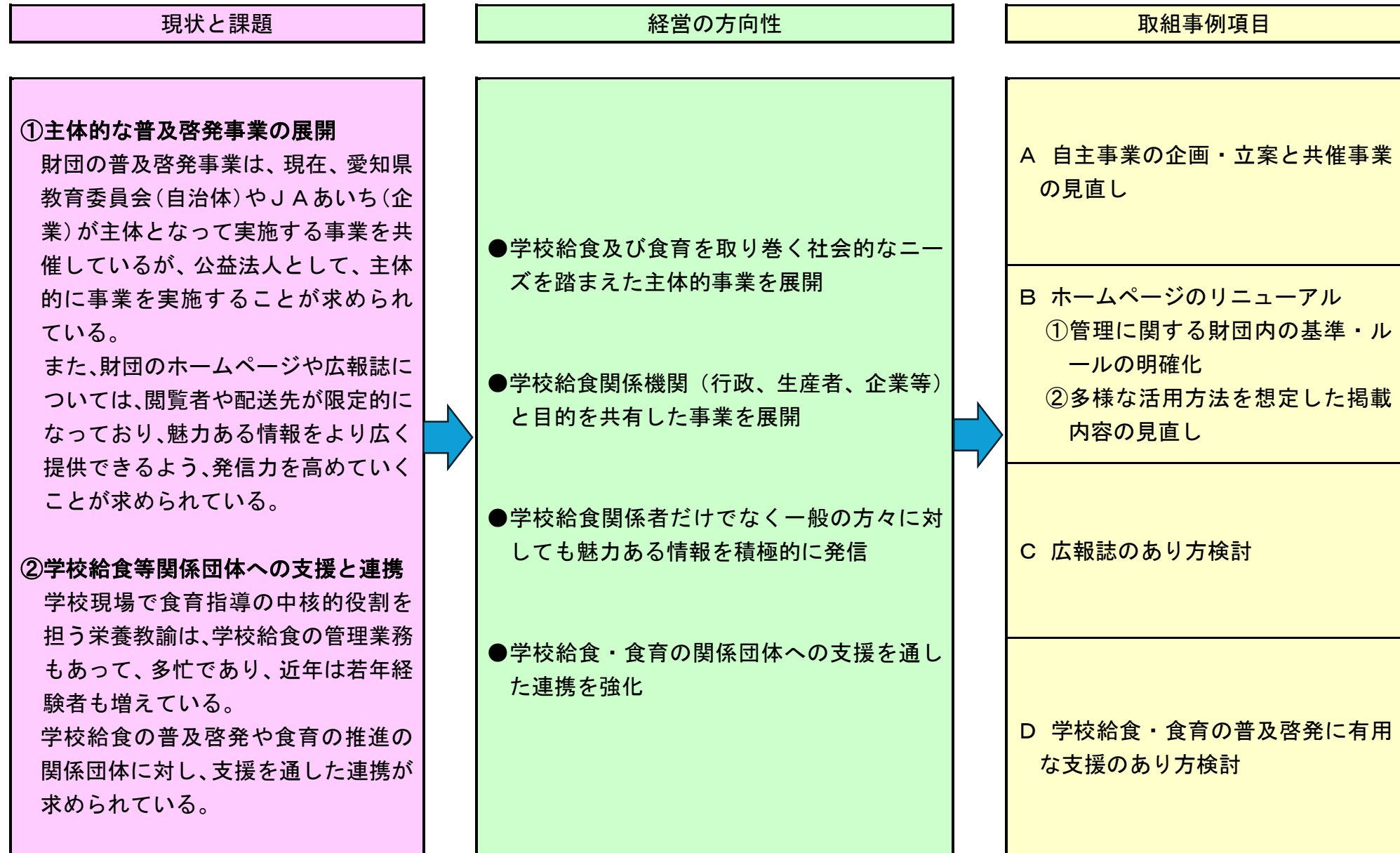
重点課題①「学校給食用食品の安定供給」



重点課題②「学校給食用食品の安全確保と衛生管理」



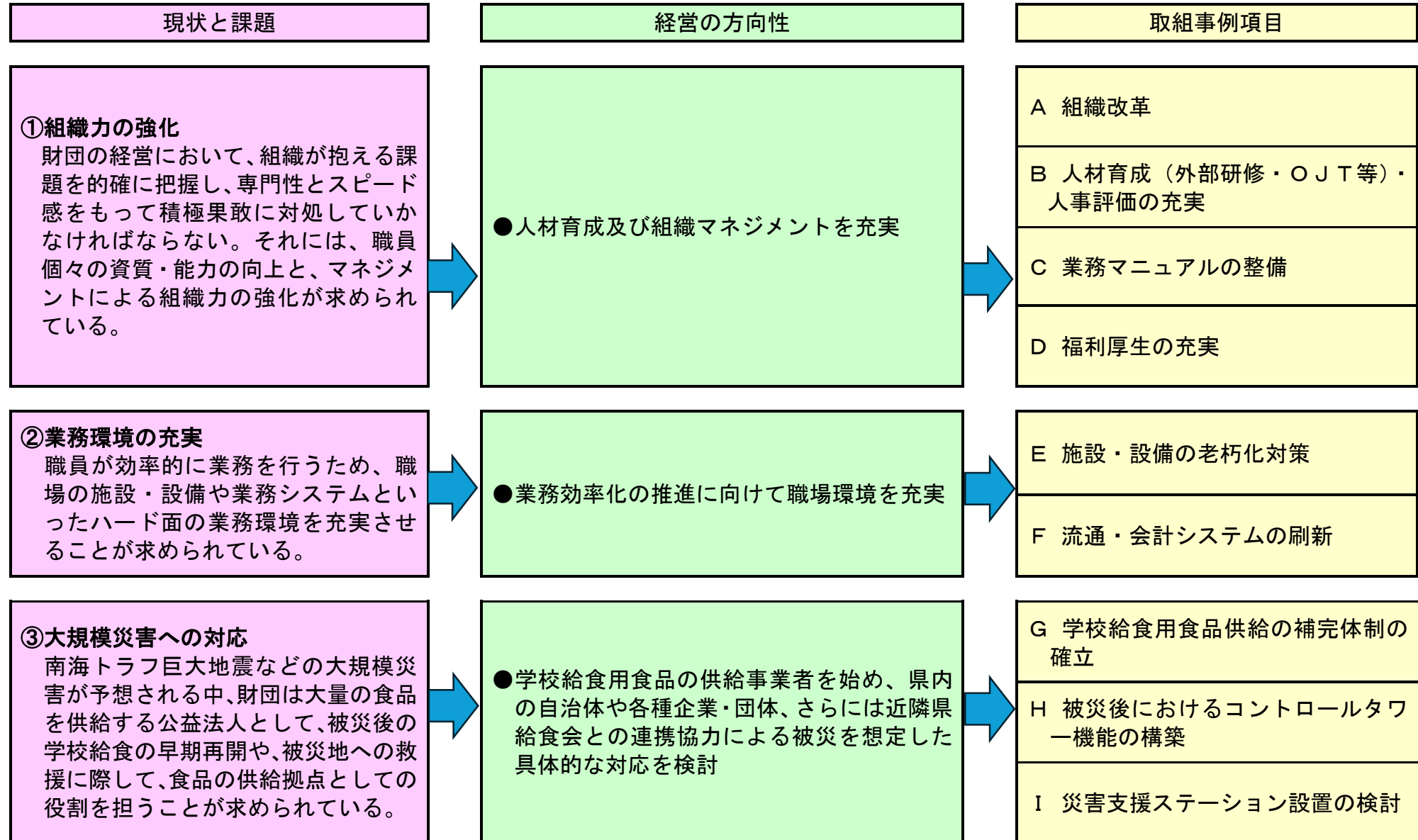
重点課題③「学校給食の普及啓発と食育の推進」



重点課題④「経営基盤の強化」

現状と課題	経営の方向性	取組事例項目
①公益法人としての安定経営 国際的な原材料価格の上昇、円安による輸入コストの増加、最低賃金の引き上げや人手不足による人件費の上昇などで、食料費や光熱水道費を中心に物価高騰が続いており、企業の経営基盤を揺るがす要因となっている。 財団は、公益法人として「収支相償」（収益がその事業に必要な費用を超えない＝黒字にならないこと）が経営の基本であるが、社会情勢の変化に対応して、収支バランスの取れた安定経営を続けていくことが求められている。 ②学校給食実施食数の減少への対応 学校給食用食品を供給する事業者（委託加工工場等）においては、学校給食実施食数の減少などによって、経営環境が厳しくなることが危惧され、事業者の経営改善への支援など対応が求められている。 ③学校給食費無償化（公会計化）への対応 学校給食費の無償化（＝公費負担）や公会計化が進み、学校給食用食品の価格競争入札による購入の傾向が強まっている。将来的に価格競争が進むと財団からの主食・副食食品の供給量が減っていくことが危惧され、その対策が求められている。	●現行の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）を活かした新たな事業展開を模索 ●持続可能な学校給食用食品の供給事業のための経営の見直し	A 決算内容の多角的な分析評価 B 運営コスト削減の検討 C 将来を見据えた経営の多角化の模索 D 課題に対応した新規事業展開の検討 E 学校給食現場のニーズに対応した食品の開発・供給 F 委託加工工場の経営を考慮した持続可能な供給計画（目標）の作成 ①各委託加工工場の現状分析と将来計画の策定 ②センター炊飯方式を導入した市に対する新たな取組

重点課題⑤「組織力の強化等」



具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

① 減少する委託加工（炊飯）工場への支援のための取組

a 持続可能な供給回数に向けた取組（バランスの取れた供給回数）

（取組内容）

- ・平成21年3月に文部科学省通知で米飯給食の回数目標が示されて以降、米飯の実施回数が増加した一方で、パンの実施回数は減少した。
- ・めんの実施回数もわずかに減少傾向にある。

＜1週間あたりの実施回数＞					
年度	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H26年度 (2014)	H31年度 (2019)	R6年度 (2024)
パン	1.33	1.24	0.89	0.84	0.79
米飯	3.19	3.30	3.67	3.72	3.78
めん	0.48	0.46	0.44	0.44	0.43
合計	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00

- ・給食対象人員の減少に加え、パンやめんの実施回数が同時に減少することで、パン工場及びめん工場の経営が困難となり、主食全体の安定供給に支障をきたす恐れがある。

➡ ・パンは週1回（月4回）、めんは週0.5回（月1回）の実施回数の実現を目指す。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・協会への聞き取り ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・協会への聞き取り ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・解決策の決定	・解決策の実施	・解決策の実施

具体的取組①ー A 「持続可能な主食供給のための取組の検討」

① 減少する委託加工（炊飯）工場への支援のための取組

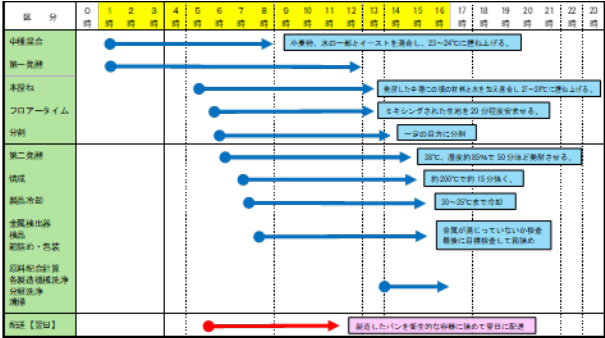
b 委託加工（炊飯）工場の労働環境への取組

- ・ 早朝業務に対する支援のための取組

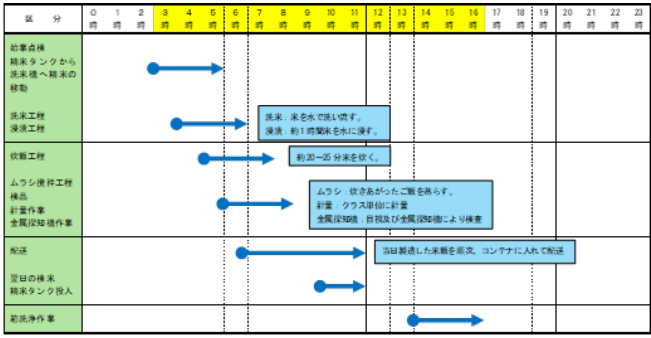
（取組内容）

- ・ 委託加工（炊飯）工場の減少により、1工場あたりの製造負担が増加している。
- ・ 製造能力に限られる中、増加分の製造は、製造時間を前倒しして製造している。
- ・ 早朝勤務時間における人手不足が慢性化している。

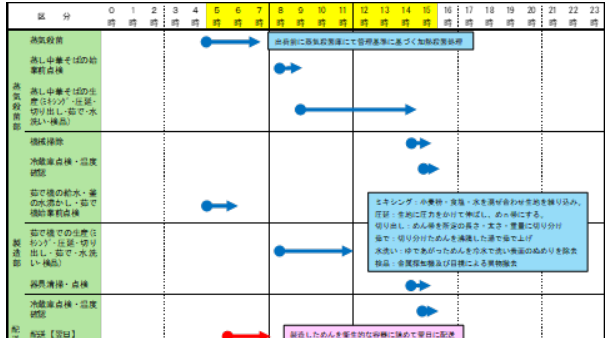
＜パン工場の製造時間＞



＜炊飯工場の製造時間＞



＜めん工場の製造時間＞



- ・ 給食対象人員の減少により、製造能力の拡大及び生産効率の向上（省力化）に資する設備投資に踏み込めない情勢に変化しつつある。

- ➡ ・ 工場従業員の確保や定着率の向上を実現し、サプライチェーン全体の強化につなげる。

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ 協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 課題解決の検討会の設置	・ 協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 課題解決の検討会の設置	・ 解決策の決定	・ 解決策の運用開始	・ 運用分析及び見直し

具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

① 減少する委託加工（炊飯）工場への支援のための取組

b 委託加工（炊飯）工場の労働環境への取組

- ・ 前日製造から前々日製造を可能とするための取組

（取組内容）

- ・ めんの製造は前々日から当日まで、パンの製造は前日から当日まで、米飯の製造は当日のみとなっている。
- ・ めんの品質と衛生面において問題がないことを確保した。
- ・ 令和7年度から、めんの前々日製造を可能としたが、数量変更期限は現行のままとし、市町村に不利益が生じないよう配慮した。

＜製造期間＞			
品目	前々日	前日	当日
パン		○	○
米飯			○
めん	○	○	○

- ➡
- ・ めんは令和7年度から実施しており、効果を検証したうえで実施回数の増加につなげていく。
 - ・ パンの前々日製造を実現し、製造の平準化を図り、サプライチェーン全体の強化につなげる。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 令和7年度製造分より、製造期間を前々日製造まで拡大する。 ・ 導入に当たっては、前々日製造の製品も含めた細菌検査を実施し、モニタリングを行う（学期に1回） ・ パンの新規製法の研究	・ 結果分析及び見直し ・ パンの新規製法の評価	・ 結果分析及び見直し ・ 新規製法パンの導入	・ 結果分析及び見直し	・ 結果分析及び見直し

具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

① 減少する委託加工（炊飯）工場への支援のための取組

c 老朽化設備の更新のための取組

（取組内容）

- ・委託加工（炊飯）工場数は、20年前と比較して減少している。
- ・学校給食の対象人員は、平成22年度以降減少しており、今後も減少していく。
- ・委託加工（炊飯）工場の多くは学校給食を主な事業としており、給食対象人員の減少は経営に直接影響する重要な課題となっており、売上の減少を招いている。
- ・工場は、給食対象人員の減少などを背景に、新た（将来的）な設備投資に踏み切ることができない状況が続いている。
- ・設備更新に必要な費用は、国際的な社会情勢（ウクライナ戦争等）や為替等の影響により、上昇している。

＜工場数の推移（年度当初）＞					
年 度	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R7年度 (2025)
パン工場	24	24	21	17	17
米飯工場	34	29	25	21	18
めん工場	21	21	17	15	12

＜給食人員の推移と推計＞							
年 度	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R7年度 (2025)	R12年度 (2030)	R17年度 (2035)
給食人員	693,980	691,497	676,890	661,691	628,800	585,628	542,457

➡ ・工場が、将来に向けて健全な経営や設備投資ができる環境を整備し、安定的な供給体制を再構築する。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・協会への聞き取り ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・協会への聞き取り ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・解決策の決定	・解決策の運用開始	・運用分析及び見直し

具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

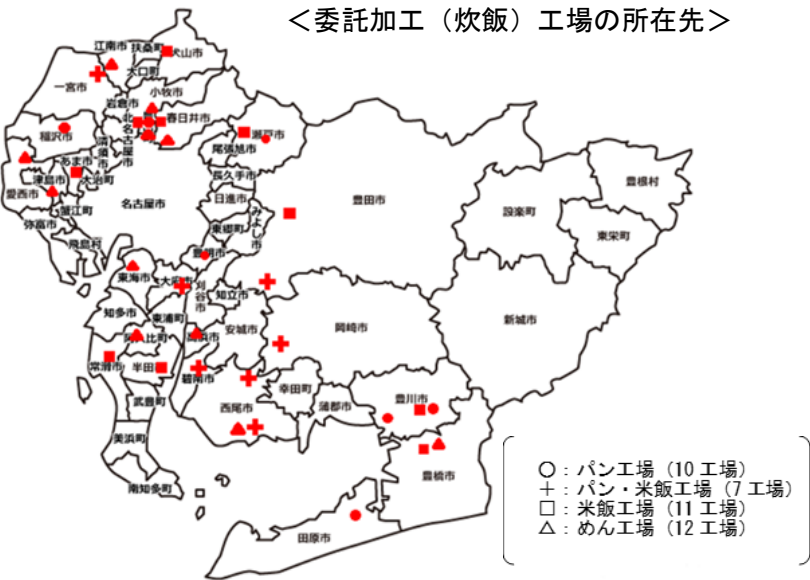
② 主食配送のための取組

a パン・米飯指定工場とめん指定工場における協会の垣根を超えた配送体制の構築に向けた取組

(取組内容)

- ・パンと米飯は、一部の工場で配送を委託しているケースがあるが、めん工場は工場単独で配送している。
- ・パン、米飯、めんの容器サイズは、それぞれ異なり、トラックサイズも異なる。
- ・工場の所在地は、県内に点在しており、近隣に工場がない場合がある。
- ・製造及び配送計画について、財団が現状を把握できていない。

➡ ・共同配送の実現により工場の配送事務作業の負担軽減につなげるとともに、合理化による配送経費及び供給価格の低減を実現する。



(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・各協会への聞き取り ・他都道府県状況の調査 ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・各協会への聞き取り ・他都道府県状況の調査 ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・解決策の決定	・地域限定による解決策の部分的試行	・試行結果の分析・見直し

具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

② 主食配送のための取組

b 配送の効率化に資するパン・米飯・めん各指定工場の配送エリアの再編のための取組

（取組内容）

- ・ 指定工場の減少に伴う製造工場の変更は、配送距離、製造能力に応じて変更している。
- ・ 近隣に工場がない場合には、遠方の工場を指定することがある。
- ・ エリア再編によって、売上が減少する（不利益を被る）工場も発生する。

➡ ・ エリア再編によって配送の合理化及び最適化を実現し、配送経費及び供給価格の低減につなげる。

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ 委託工場別及び市町村別の供給地図に基づき、各協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 課題解決の検討会の設置	・ 委託工場別及び市町村別の供給地図に基づき、各協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 課題解決の検討会の設置	・ 解決策の決定 ・ 市町村への説明	・ 理解が得られた市町村から段階的に施行	・ 試行結果の分析及び見直し

具体的取組①－A「持続可能な主食供給のための取組の検討」

② 主食配送のための取組

c 北設楽郡町村の小中学校へのめん供給体制の整備

(取組内容)

- ・めんを供給できる地域が、当該地域にない。
- ・めん工場と各学校間の配送距離に加え、当該地域の配送距離の長さが供給を困難にしている。
- ・当日の容器回収が困難である。
- ・当該地域の食数のみでは、めん工場の採算が合わない。

＜近隣めん工場から配送距離＞

町村名	納品先	志賀製麺所からの距離
設楽町	名倉小学校	約65km
	清嶺小学校	約46km
	津具中学校	約65km
	田口調理場	約52km
東栄町	東栄調理場	約65km
豊根村	豊根村調理場	約80km

＜当該地区の給食人員＞

区分	学校数	食数
設楽町	6（小4、中1、特別支援1）	298
東栄町	2（小1、中1）	196
豊根村	2（小1、中1）	98
計	10（小6、中3、特別支援1）	592

➡ 令和7年度から当該地区に供給を開始した学校給食用めんの安定供給の実現

(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・使用回数を月1回に限定し、令和7年度から試行的に供給を開始する。	・供給結果の分析及び見直し	・供給結果の分析及び見直し	・供給結果の分析及び見直し	・供給結果の分析及び見直し

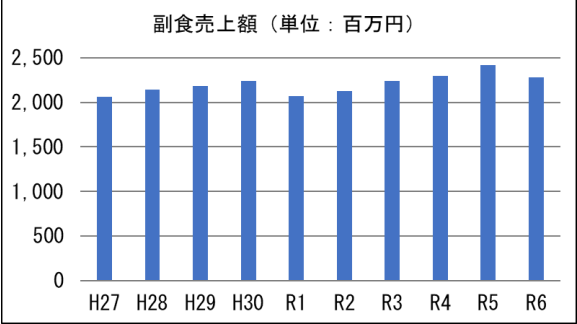
具体的取組①ーB「持続可能な副食供給のための取組の検討」

① 副食の売上高増額の目標設定とそのための取組

(取組内容)

- ・令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症による学校休止のため、一時的に売上額が落ち込んだが、毎年、順調に増加している。
- ・しかし、令和6年度については、売上が対前年度比で5.7%減少している。
- ・今後、学校給食費の無償化が導入された場合、給食用食品の売上にどのように影響するのか、見極めることが必要である。

(副食売上額) 単位：百万円	
H27 : 2,054	R2 : 2,123 (2.6%)
H28 : 2,146 (4.5%)	R3 : 2,242 (5.6%)
H29 : 2,183 (1.7%)	H4 : 2,293 (2.3%)
H30 : 2,236 (2.4%)	R5 : 2,418 (5.5%)
R 1 : 2,069 (△7.5%)	R6 : 2,281 (△5.7%)
10年平均 2,205 百万円	



- ➡
- ・ 渉外担当増員による、より綿密で高度な営業を実施するとともに、地産地消・SDGs・オーガニック・アレルギー対策商品を中心に新規開発を開発する。
 - ・ また、売れ行きの悪い商品について、整理を行う。
 - ・ 5か年計画の毎年度の売上目標値は、直近10年の最高売上額(R5 : 2,418 百万円)と直近10年の平均売上額2,205 百万円の中間の2,300 百万円とする。
 - ・ この目標をさらに高めるためには、倉庫(特に冷凍倉庫)の拡充、配送車両・運転手の確保が必要になる。

(5か年計画)

1年目 (R7年度)	2年目 (R8年度)	3年目 (R9年度)	4年目 (R10年度)	5年目 (R11年度)
・ 売上目標値 2,300 百万円	・ 売上目標値 2,300 百万円	・ 売上目標値 2,300 百万円	・ 売上目標値 2,300 百万円	・ 売上目標値 2,300 百万円

具体的取組①－B「持続可能な副食供給のための取組の検討」

② 愛知県学校給食関連食品展示会を活用した戦略的な取組

（取組内容）

- ・新型コロナウイルスのため一時的に中断をしたが、基本的に毎年度、学校給食関連食品展示会を開催している。（R6；8/20 ウィルあいち 県栄養教諭研究大会と同日開催、R7 予定：8/25（吹上ホール））
- ・本展示会では学校栄養教諭等に対して新規食品の紹介などを行っているが、売上にどれくらい結び付いているのか、その効果の見極めが難しい。
- ・また、令和6年度の本展示会へ出展している業者は38社であったが、そのうち本学校給食会と取引のある業者は18社にとどまっており、取引業者の拡大に至っていない。

- ➡
- ・展示会出展業者における取引業者の増を図る。（R6：18業者）
 - ・展示会において、従来の既存商品の展示だけではなく、販売予定品の先取り展示実施を行う。…食品の売上増
 - ・展示接客目的以外の人員を配置し、他業者商品情報収集及び取込活動を行う。…取扱業者の増

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・展示会出展業者における取引業者目標 19業者	・展示会出展業者における取引業者目標 20業者	・展示会出展業者における取引業者目標 21業者	・展示会出展業者における取引業者目標 22業者	・展示会出展業者における取引業者目標 23業者

具体的取組①ーB「持続可能な副食供給のための取組の検討」

③ 財団食材倉庫の将来的な方向性の検討

（取組内容）

- ・ 昭和 49 年の愛知県学校給食総合センターの開所時からの倉庫のため（一部増築あり）、老朽化している。
 - ・ 食品の入出庫については、フォークリフトを使用しているものの、基本的に人力であり、入庫場所は長年の経験に寄るところが大きい。
 - ・ 倉庫が財団建物敷地内に所在するのみであり、交通網が発達しているとはいえ、東三河地域に配送する場合は時間を要する。
 - ・ 冷凍食品のウエイトが高く、冷凍倉庫が満杯状態である。
- ➡
- ・ 本所における倉庫について、その種別（常温、低温、冷凍）、規模、配置などを抜本的に見直し、整備に向けて検討を行う。
 - ・ 県内各所へスピーディに配送できるように県内に本センターとは別に 2 か所程度（計 3 か所）、倉庫拠点の整備を検討する。
 - ・ 将来的に、入出庫について、可能な限りオートメーション化、省力化を図るよう検討を行う。（自動倉庫、QR コード管理など）

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ 検討	・ 検討	・ 検討	・ 検討	・ 検討

具体的取組①－C「持続可能な牛乳供給のための取組の検討」

（取組内容）

- ・ 学校給食用牛乳の安定供給に貢献するため、物流拠点の中継地として、倉庫の一部を愛知県学校給食牛乳協会に貸している。
- ・ 県内の学校給食乳処理工場は、4工場に減少している。

＜工場数の推移（年度当初）＞

年 度	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R7年度 (2025)
乳処理工場	10	10	6	4	4

- ➡ ・ 学校給食関係者として、学校給食用牛乳の持続可能な供給の新たな側面的な支援を図っていく。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 支援策の検討	・ 協会への聞き取り ・ 課題整理（見える化） ・ 支援策の検討	・ 支援策の決定	・ 支援策の実施	・ 支援策の実施

具体的取組①ーD「社会的要請（環境負荷低減や食料自給率の向上など）への取組の検討」

① 県産主食原料の安定的な確保のための取組

（取組内容）

- ・ 米飯の原料となる玄米はＪＡあいち経済連から、パン及びめんの原料となる小麦粉は製粉会社から年間購入している。
- ・ 学校給食への地場産物活用は、地域経済の活性化、食料自給率の向上及び食育の推進などに貢献するうえで、重要な役割を果たしている。
- ・ 玄米（主食用）の作付け面積は微減あるいは横ばいの状況にあり、収穫量も減少傾向にあるとともに気候変動の影響等により作柄も悪い状態が続いている。
- ・ 令和６年産米は全国的に玄米が不足し、当初１１府県の学校給食会で令和７年度学校給食用玄米が確保できない事態となった。
- ・ パン用の県内産小麦の生産は、県の奨励品種登録後、急速に作付面積及び収穫量が増加したが、令和４年度がピークとなっている。

分類	品名	産地状況	＜県産玄米の主食用作付面積、主食用収穫量及び作況指数＞					
米飯	白飯始め８種類	県内産１００％使用		平成２０年産 （２００８）	令和２年産 （２０２０）	令和３年産 （２０２１）	令和４年産 （２０２２）	令和５年産 （２０２３）
パン	スライスパンほか１４種類 愛知のツイストパン	県内産５０％使用 県内産１００％使用	作付面積（ha）	３１，１００	２６，４００	２５，８００	２５，２００	２４，７００
めん	ソフトスパゲティ式めん 白玉うどん始め３種類	県内産７０％、国産３０％ 県内産１００％	収穫量（t）	１６０，５００	１２９，４００	１２８，０００	１２７，３００	１１８，６００
			作況指数	１０２	９６	９８	１００	９６
＜県産小麦（パン用）の作付面積、収穫量＞			※作況指数は１００～１０１を平年並、１０２以上を良作、１００未満は不良を示すもの					
分 類	令和元年産 （２０１９）	令和２年産 （２０２０）	令和３年産 （２０２１）	令和４年産 （２０２２）	令和５年産 （２０２３）	令和６年産 （２０２４）		
作付面積（ha）	４０２	９８６	１，１９９	１，５０５	１，０８３	１，２５０		
収穫量（t）	２，４４５	４，９０１	５，２５５	７，０２６	５，６６５	５，１９４		

➡ ・ 主食における県内産原料の安定的な確保を図る。

（５か年計画）

１年目（Ｒ７年度）	２年目（Ｒ８年度）	３年目（Ｒ９年度）	４年目（Ｒ１０年度）	５年目（Ｒ１１年度）
・ 安定的な確保	・ 安定的な確保	・ 安定的な確保	・ 安定的な確保	・ 安定的な確保

具体的取組①ーD「社会的要請（環境負荷低減や食料自給率の向上など）への取組の検討」

② 減農薬・減化学肥料・有機農産物の取扱い

a 有機米等の導入

（取組内容）

- ・農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業の取組面積拡大や化学農薬の使用量低減に向けた取組を推進している。
- ・当財団においては、令和6年度に有機米等を活用した米飯を6市1町に供給した。
- ・有機米等の導入にあっては、価格や原料の安定的な確保に市町村の理解や協力が必要となる。

➡ ・環境負荷低減米（有機米等）の持続可能な確保と供給をすすめる。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・有機米（特別栽培米）の活用への対応	・有機米（特別栽培米）の活用への対応	・有機米（特別栽培米）の活用への対応	・有機米（特別栽培米）の活用への対応	・有機米（特別栽培米）の活用への対応

具体的取組①－D「社会的要請（環境負荷低減や食料自給率の向上など）への取組の検討」

- ② 減農薬・減化学肥料・有機農産物の取扱い
 - b 有機食材等の導入

（取組内容）

- ・農林水産省は有機農業を推進しており、県内市町村においても有機食材の活用について、関心が高まっている。
 - ・令和6年度活用実績
国産有機ブロッコリー（令和6年度3学期から取り扱いを開始したが、収量不足により令和6年度3学期のみの取扱いとなった。）
- ➡ ・有機食材を活用した副食の取扱いの推進を図る。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・有機食材を活用した副食の推進	・有機食材を活用した副食の推進	・有機食材を活用した副食の推進	・有機食材を活用した副食の推進	・有機食材を活用した副食の推進

具体的取組①ーD「社会的要請（環境負荷低減や食料自給率の向上など）への取組の検討」

③ 国内産小麦100%使用のパン製造に向けた取組

（取組内容）

- ・パンに使用する小麦の産地は、令和4年度から県内産50%、外国産50%の割合としている。
- ・産地切替にあたり、安定的な小麦の原料確保と大量生産に適した品質が求められる。
- ・設備の異なるパン工場で、安定かつ均一なパンの品質・おいしさを確保する。
- ・食料自給率の向上を図る。

➡ ・全種類のパンの小麦粉産地を県産及び国産とする。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・協会への聞き取り ・他都道府県状況の調査 ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・協会への聞き取り ・他都道府県状況の調査 ・課題整理（見える化） ・課題解決の検討会の設置	・完全導入	・結果分析及び見直し	・結果分析及び見直し

具体的取組②－A「自主検査の項目・件数等の見直し」

（取組内容）

学校給食用食品の安全・安心の確保については、一般流通食品よりもさらに関心が高く、安全の確認のため衛生検査の実施が求められている。

そのため、当財団では自ら取り扱う学校給食用食品に対し、H A C C Pの概念に基づく外部検証として細菌学的検査及び理化学的検査（自主検査）を実施しているが、引き続き、厚生労働大臣の登録を受けた「食品衛生登録検査機関」として、検査の信頼性の確保を図りつつ、必要な検査を実施していく。

また、最新の知見が得られた場合等、必要に応じ検査項目、検査頻度、検査法等について見直しを行い、常に最善かつ最良な状況での検査の実施に努める。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 自主検査の実施 ・ 検査項目等の見直し ・ 信頼性の確保	・ 自主検査の実施 ・ 検査項目等の見直し ・ 信頼性の確保	・ 自主検査の実施 ・ 検査項目等の見直し ・ 信頼性の確保	・ 自主検査の実施 ・ 検査項目等の見直し ・ 信頼性の確保	・ 自主検査の実施 ・ 検査項目等の見直し ・ 信頼性の確保

具体的取組②－Ｂ「学校給食用食品製造施設に対する立入検査の実施」

（取組内容）

学校給食用食品の安全・安心を確保するためには、それぞれの食品の製造工程において適切な衛生管理が実施されている必要がある。

すべての食品等事業者は、食品衛生法の規定により「H A C C Pに沿った衛生管理」が義務付けられているが、事業規模等により「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」と「H A C C Pに基づく衛生管理」に区分され、求められる衛生管理が一律のものとなっておらず、各施設ごとにその衛生管理状況は異なっているのが現状である。また、H A C C Pプランは自ら策定、運用するものであり、必ずしも第3者機関による認証等は求められていない。（I S O等の外部認証制度もあるが、あくまでも任意。）

H A C C Pは工程管理により食品の安全性を担保するものであるが、H A C C Pプランが適切に機能しているかどうかについては、H A C C Pの7原則のひとつである検証（現場確認及び製品検査）が必須であり、これは自ら行う内部検証と保健所等の第3者機関が実施する外部検証に区分される。

当財団が実施する自主検査については、この外部検証のひとつと位置付けられるが、検査結果によってすべての食品等の安全を保証するものではない。

そこで、当財団が外部検証としての自主検査に加え、製造施設への立入検査による現場確認を行うことにより、各施設の衛生管理状況について、総合的に確認することが可能となり、学校給食用食品のさらなる安全・安心の確保に繋げることができると考える。

また、不備等が確認された場合には、改善等について助言を行い、事業者が適正な対応を実施することにより、衛生管理のさらなる向上を期待することもできると考える。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・施設のリストアップ ・検査実施要領の作成 ・検査計画の作成 ・検査員研修 ・立入検査の実施	・検査計画の作成 ・検査員研修 ・立入検査の実施	・検査計画の作成 ・検査員研修 ・立入検査の実施	・検査計画の作成 ・検査員研修 ・立入検査の実施	・検査計画の作成 ・検査員研修 ・立入検査の実施

具体的取組②－C「検査部門の組織体制の強化・充実」

（取組内容）

当財団が行う各種検査について、検査の信頼性を確保の上、適切に実施するためには、それに対応可能な人材の配置・確保が絶対条件である。しかし、検査員の採用に当たっては、特に要件等を定めておらず、検査担当に配置されて初めて、先輩職員の指導のもと、検査業務に取り組む者もいるのが現状であり、さらに数年で他の担当へ異動することもある。

検査に必要な技術、ノウハウ、知識等を習得し、適切な検査を実施できるようになるためには、最低でも数年程度の期間が必要であり、かつ、その後も必要な技術、知識等の習得に努めなければならない。なお、新たな技術、検査法が開発されるなど、検査技術等については日々進化し続けており、組織としても、常に情報収集に努めるとともに、必要な対応を図ることが求められる。

また、各種検査機器等について、新たな検査法に対応できない場合や、老朽化等による不具合が発生した場合等にあっては、検査の継続が不可能となることもありえる。そのような状況に陥ることを未然に防ぐため、一定の期間経過後には更新が必要であり、場合によっては、新規機器の導入が必要となる。

学校給食用食品の安全・安心を確保するために求められる各種検査を適切に実施するには、人員、検査機器、検査環境等について、状況に応じた検査体制を整備する必要があると考えられることから、検査機関として、迅速かつ適切な対応が求められる。

検査員に対する各種研修の実施、充実を図り、各検査員のスキルアップを目指す。

各種検査マニュアルを整備し、当財団検査部門における検査技術やノウハウを確実に伝達、継承する。

検査機器について、更新計画を策定の上、適正に維持管理し、検査対応空白期間を発生させないようにする。

必要に応じ検査体制を見直し、検査員の採用要件の設定、人員の増、検査機器及び検査環境の充実を図っていく。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・検査員研修 ・検査マニュアルの整備 ・検査機器の更新等 ・検査体制の見直し	・検査員研修 ・検査マニュアルの整備 ・検査機器の更新等 ・検査体制の見直し	・検査員研修 ・検査マニュアルの整備 ・検査機器の更新等 ・検査体制の見直し	・検査員研修 ・検査マニュアルの整備 ・検査機器の更新等 ・検査体制の見直し	・検査員研修 ・検査マニュアルの整備 ・検査機器の更新等 ・検査体制の見直し

具体的取組②－D「残留農薬検査の見直し」

（取組内容）

当財団における残留農薬検査については、検査機器（ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS））を整備し自ら実施する検査として、自主検査では主に主食の原料となる玄米や小麦粉について、また、市町村からの依頼検査では各種農産物等について実施してきたが、GC-MSの老朽化及び標準品の廃版により、現状のままでは検査の継続が不可能となった。

令和6年度に残留農薬検査の在り方について調査、検討を行った結果、自主検査及び依頼検査とも自ら実施する検査として継続すること、検査機器の更新については、他の検査機関において多数採用されている液体クロマトグラフタンデム質量分析計（LC-MS/MS）を導入すること、検査実施が不可能な期間においては、依頼検査の受注は中止し、自主検査分のみ外部委託により対応することとした。

また、検査項目についても、現在の95項目から200項目以上に増やすとともに、小麦への影響が懸念され、他の複数の給食会で検査実績のあるグリホサートを追加するなど、残留農薬検査の強化・充実を図っていく。

令和7年度：更新機器の選定、検査員の実地研修の実施（令和8年度以降も継続）、自主検査分の外部委託（令和8年度まで）

令和8年度：検査機器の購入、検査に供するためのバリデーションの実施、標準作業書（SOP）の改正、検査項目の検討

令和9年度：自ら行う残留農薬検査の再開（必要に応じて外部委託を活用）

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 検査機器の選定 ・ 導入に係る課題検討 ・ 検査項目の増 ・ 検査員実地研修 ・ 外部委託の実施	・ 検査機器の購入、設置 ・ 機器のバリデーション ・ SOP等の改正 ・ 検査項目等の検討 ・ 検査員実地研修 ・ 外部委託の実施	・ 残留農薬検査の再開 ・ 検査員実地研修 （必要に応じて一部継続）	・ 残留農薬検査の実施 ・ 検査項目の精査 ・ 検査員実地研修 （必要に応じて一部継続）	・ 残留農薬検査の実施 ・ 検査項目の精査 ・ 検査員実地研修 （必要に応じて一部継続）

具体的取組②－E「全市町村における衛生管理検査の実施」

（取組内容）

当財団では、各市町村の衛生管理に対する支援のひとつとして、検査員が給食調理施設へ出向き、現場スタッフと調整の上、スタンプ培地を用いた細菌学的検査を実施し、その結果をフィードバックすることにより、調理施設、調理設備の衛生管理及び調理員への衛生指導に役立ててもらっている。（依頼検査）

令和6年度実績では、県内約200の調理施設のうち、延べ75の調理施設に対し当該事業を実施しているが、以下の理由により、全ての依頼に応えられていない状況にある。

- ① 検査員の人員不足のため、週のうち対応可能な曜日を限定していたことから日程調整が困難
- ② 調理施設が遠方の場合、長時間の移動（公用車による出張）が必要
- ③ 調理時間（検体採取のタイミング）によっては早朝（時間外）対応が必要
- ④ 上記②及び③の場合にあっては、対応可能な検査員が限られることから、一部の検査員への負担が大きい

また、逆に、当財団に対して衛生管理検査の依頼のない自治体も複数あるのが現状である。

県内給食調理施設の衛生管理の平準化を図るためにも、全ての調理施設において同様の対応をすべきであると考えことから、人員不足を解消するため人員増、適正配置により検査員の負担の軽減を図り、県内のいずれの調理施設においても対応可能な体制を整備していく。

また、未実施の自治体に対して、衛生管理検査の有用性について説明し、実施についての理解を求める。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 衛生管理検査の実施 ・ 体制の整備 （人員増、適正配置） ・ 未実施自治体へのPR	・ 衛生管理検査の実施 ・ 体制の整備 （人員増、適正配置） ・ 未実施自治体へのPR	・ 全市町村における 衛生管理検査の実施 ・ 体制の整備 （人員増、適正配置）	・ 全市町村における 衛生管理検査の実施 ・ 体制の整備 （人員増、適正配置）	・ 全市町村における 衛生管理検査の実施 ・ 体制の整備 （人員増、適正配置）

具体的取組②ーF 「衛生管理に係る知識・技術の向上」

（取組内容）

学校給食調理施設における衛生管理を徹底するためには、関係スタッフ（栄養士や調理員等）の衛生管理に係る知識、技術の習得、維持、向上が求められる。

各市町村において、自主管理として様々な取組が行われていると推察されるが、当財団ではそのすべてを把握することはできず、現状としてそれぞれその状況は異なっているものと考えられる。

そこで、当財団としては、検査技術講習会の開催や、市町村が実施する衛生管理研究会への検査員の派遣、県の教育委員会と衛生管理研修会を共催するなど、各市町村の衛生管理に対する支援を行っており、今後もこれを継続する。

なお、衛生管理検査において調理施設に立ち入った際、衛生管理に関する相談や助言を求められた場合や、研修会講師派遣の依頼等があった場合には、当財団の検査員は保健所の食品衛生監視員（以下「監視員」）のような指導等の権限はなく、監視員と同等以上の衛生管理に係る専門知識等を有してはいないことから、あくまでも登録検査機関の検査員としての立場での対応に留める。

調理施設の現場や調理員に対する衛生講習において使用できる、衛生管理に係る簡易検査機器（ルミテスター、紫外線照射器、カードロガー）の無償貸出を継続するとともに、衛生管理検査の実施の際には、当該機器の有用性について実地を交えて説明し、その利用を促す。また、必要に応じて、当該検査機器の新規購入、既存機器の更新、台数の増を図っていく。

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ 検査技術講習会の開催 ・ 研究会等への派遣 ・ 衛生管理に係る助言 ・ 簡易検査機器無償貸出	・ 検査技術講習会の開催 ・ 研究会等への派遣 ・ 衛生管理に係る助言 ・ 簡易検査機器無償貸出	・ 検査技術講習会の開催 ・ 研究会等への派遣 ・ 衛生管理に係る助言 ・ 簡易検査機器無償貸出	・ 検査技術講習会の開催 ・ 研究会等への派遣 ・ 衛生管理に係る助言 ・ 簡易検査機器無償貸出	・ 検査技術講習会の開催 ・ 研究会等への派遣 ・ 衛生管理に係る助言 ・ 簡易検査機器無償貸出

具体的取組②－G「依頼検査の対象拡大」

（取組内容）

食品等事業者には、食品衛生法の規定により、取り扱う食品の安全確保のため、検査の実施等について義務付けられている。

自社で検査室等を整備するなどし、自ら検査を実施している事業者もあるが、ほとんどは民間の検査機関に委託していると考ええる。

当財団においては、定款に基づき、検査対象を学校給食に供する食品等に限定していることから、依頼検査については県内市町村等からの依頼によるものに限っており、一般流通食品についての依頼は受け付けていない。

食品等事業者における検査の実施については、法令による義務的なもの以外にも取引上で必要となる場合もあり、その潜在的なニーズは高く、一般消費者においても、一般流通食品の安全確保のための検査の実施について少なからず期待感を抱いていると思われる。

そこで、当財団としても、厚生労働大臣の登録を受けた「食品衛生登録検査機関」として、民間の食品等事業者等広く一般からの依頼に対応し、一般流通食品等の安全・安心の確保に寄与していくことも必要と考える。

まずは、現定款において可能な範囲内において対象を広げ、県内市町村以外からの依頼検査を受注し、実施する。

また、当財団に対する学校給食以外の依頼検査の要望等や、依頼検査について一般のニーズはどの程度あるのか情報収集を図る。

一定以上のニーズが確認され、対象が定款の範囲を超える場合にあっては、定款を改正するなど体制の整備を図り、広く一般からの検査依頼に対応する。加えて、一般からの検査ニーズに対応するため、検査項目について見直し、必要に応じて追加等していく。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 依頼検査の実施 ・ 依頼検査に係る情報収集	・ 依頼検査の実施 ・ 依頼検査に係る情報収集 ・ 依頼検査対象の拡大（定款の改正） ・ 検査項目の見直し ・ SOPの追加、修正 ・ 追加検査項目に係るバリデーションの実施	・ 依頼検査の実施 ・ 依頼検査に係る情報収集 ・ 依頼検査対象の拡大（定款の改正） ・ 検査項目の見直し ・ SOPの追加、修正 ・ 追加検査項目に係るバリデーションの実施	・ 依頼検査の実施 ・ 依頼検査に係る情報収集 ・ 依頼検査対象の拡大（定款の改正） ・ 検査項目の見直し ・ SOPの追加、修正 ・ 追加検査項目に係るバリデーションの実施	・ 依頼検査の実施 ・ 依頼検査に係る情報収集 ・ 依頼検査対象の拡大（定款の改正） ・ 検査項目の見直し ・ SOPの追加、修正 ・ 追加検査項目に係るバリデーションの実施

具体的取組②ーH「食品衛生検査センター（仮称）構想」

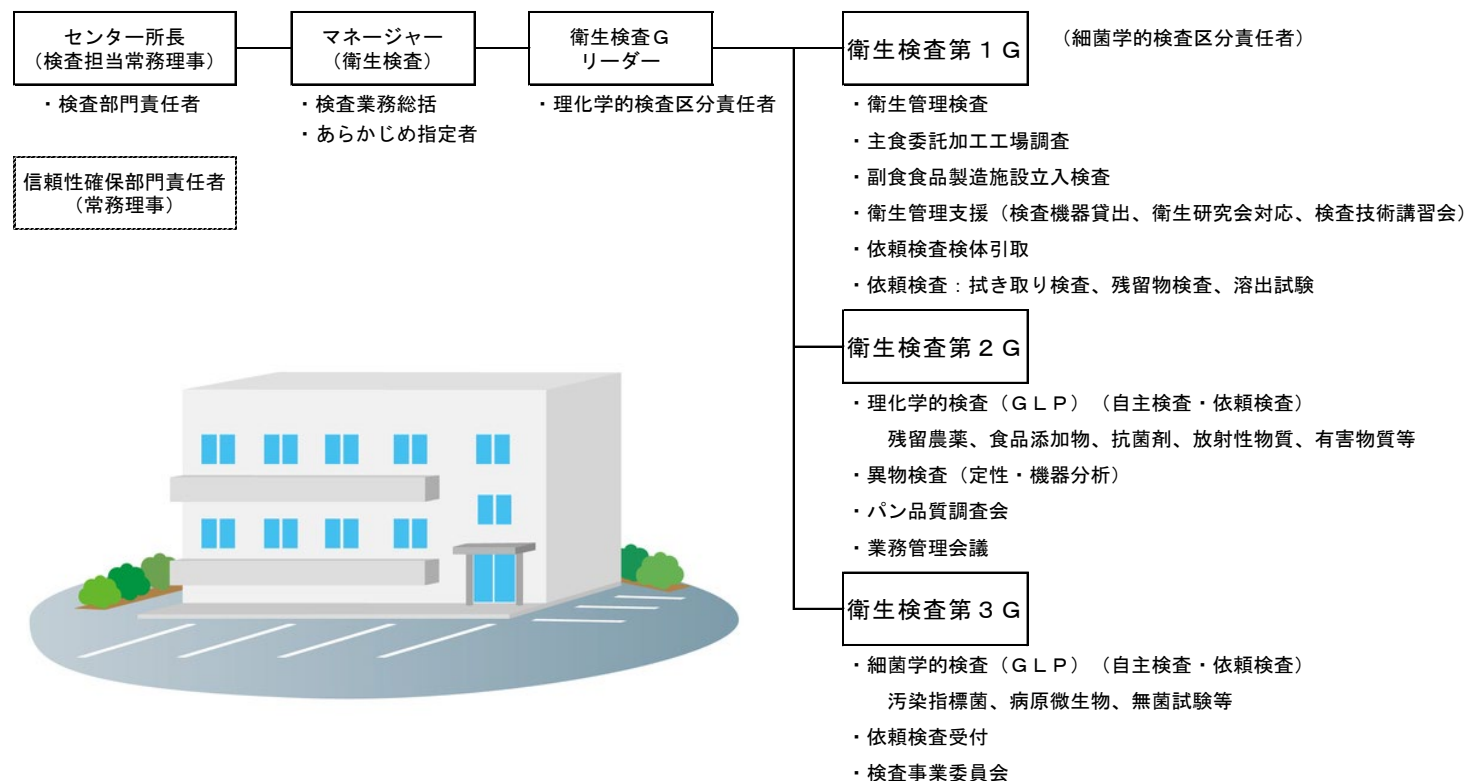
（取組内容）

愛知県学校給食会経営戦略ビジョンの重点課題「学校給食用食品の安全確保と衛生管理」の具体的取組において、各検査業務の拡充を掲げており、あわせて検査員数の増、スキルアップを図ることとしている。

これら業務拡大等を進めていくことにより、検査部門においては、検査機器の新規及び追加導入、検査員数の増や検査件数の増が見込まれることから、さらなる検査体制の見直し及び検査環境の再整備が必要となることが想定される。

今後、当財団において検査業務を拡大させることにより、学校給食用食品のみならず、国内に流通する食の安全・安心の確保を図り、国民の健康の保護に寄与していくため、将来的には、検査部門を独立させるとともに、新たな検査環境として「食品検査センター（仮称）」を整備することも検討することとしたい。

【組織図・業務分掌】（案）



具体的取組③ーA「自主事業の企画・立案と共催事業の見直し」

(取組内容)

財団では、定款で「学校給食等の普及啓発と食育の推進に関する事業」を主要事業の一つとして定めており、その時々の方々のニーズを踏まえた企画・運営を行い、愛知県内の学校給食等の普及啓発、食育の推進に貢献していく必要がある。

現状では、コロナ禍で自主事業を廃止（参加希望が少なく、公益事業として継続していく必要性に懸念があったことも一因であった。）したことにより、県教育委員会その他の団体を実施する事業への共催のみとなっており、事業の見直しが求められている。

栄養教諭等へのアンケート調査を踏まえて、財団による事業のニーズを的確に把握し、自主事業を企画・立案する。

【参考：令和6年度の栄養教諭研究協議会でのアンケート調査結果】

①財団主催研修会等の参加経験あり…44.8%	④研修会等の開催希望…工場見学会・給食フェア・料理講習会	⑦利用教材…視聴覚教材（DVD等）・イラスト集・書籍・食品レプリカ・クイズカード・レシピ集
②参加した研修会等…郷土料理講習会・学校給食料理講習会・学校給食フェア・親子食育体験教室	⑤財団の食育教材、イラスト・レシピ集の活用あり…41.6%	⑧取揃えの希望…食育指導に使える教材、食育・食品衛生DVD
③研修会等開催情報の察知手段…広報誌・口コミ・ホームページ・協議会からの連絡・文書	⑥活用なしの理由…知らなかった・利用したい教材がなかった・利用方法が分からなかった	

【参考：過去の財団の主な普及啓発事業】

名 称	実施年度	名 称	実施年度
学校給食フェア	令和元年度	親子食育体験教室	平成26～令和元・4年度
学校給食教室	平成26年～令和元年度	親子工場見学	平成27～令和元年度
学校給食料理講習会	令和元・3・4年度	学校給食献立コンクール	平成26～29年度
郷土料理講習会	平成26～30年度	朝ごはんコンテスト	平成18年度～
地場産物料理講習会	平成29・30年度	親子食育料理講習会	平成26～29年度

(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・過去の普及啓発事業の評価 ・アンケート調査の集約分析 ・新規事業の企画・立案 ・事業費の予算計上	・前年度と調査対象を変えてのアンケート調査の実施 ・事業内容等の見直し ・事業費の予算計上	・前年度と調査対象を変えてのアンケート調査の実施 ・事業内容等の見直し ・事業費の予算計上	・前年度と調査対象を変えてのアンケート調査の実施 ・事業内容等の見直し ・事業費の予算計上	・前年度と調査対象を変えてのアンケート調査の実施 ・事業内容等の見直し ・事業費の予算計上

具体的取組③ーB「ホームページのリニューアル」

①管理に関する財団内の基準・ルールの明確化

(取組内容)

ホームページの掲載内容は多岐に渡っており、また、各グループの業務と密接に関連した専門的な内容が多いことから、これまで掲載内容や更新については、各グループの判断に任せてきた。その結果、更新が滞ったり、掲載内容が不明確であったり、対外的に示すものとして相応しい内容となっていなかった。

そこで、P T（プロジェクトチーム）を結成し、ホームページの管理基準・掲載内容や更新のルールを明確にするとともに、大幅なリニューアルも含めた検討を行う。

財団のホームページが十分に活用されていない原因	① 掲載内容を適時に更新できていない。 ② 掲載内容の整理が十分でない。(古い情報が残っている。) ③ 情報の掲載・更新や削除、整理を個々の担当グループに任せている。(ホームページの管理方法が定まっていない。) ④ サイト内が見やすい構造になっていない。(探したい情報をすぐに見つけれない。) ⑤ ホームページを活用した取組を積極的に行っていない。(財団からの通知文書などで関連する情報をホームページに掲載している旨を申し添えるなど)
改善のための対策(案)	新たに、ウェブサイトのリニューアルや管理方法の構築などに向けた検討を行う。 P Tを結成し、ホームページリニューアルに向けて、月1回程度の頻度でチーム内の検討会議を行う。 リニューアル後も、P Tはそのまま「ホームページ管理運営P T」として残し、各グループ1名以上をチームの構成員として、定期的に管理運営ミーティングを開催し、必要な修正や活用方法などを検討していく。

(5か年計画)

1年目(R7年度)	2年目(R8年度)	3年目(R9年度)	4年目(R10年度)	5年目(R11年度)
・ホームページリニューアルP Tの結成 ・月1回程度のP T検討会議の開催 ・現在のホームページにおける課題の整理 ・製作会社に関する検討	・ホームページのリニューアル ・管理方法(ルール)の制定 ・ホームページリニューアルP Tによる検討の継続	・ホームページリニューアルP Tによる改善に向けた定期的な検討	・ホームページリニューアルP Tによる改善に向けた定期的な検討	・ホームページリニューアルP Tによる改善に向けた定期的な検討

具体的取組③ーB「ホームページのリニューアル」

②多様な活用方法を想定した掲載内容の見直し

(取組内容)

現在のホームページには、「愛学給情報ダウンロード」のサイトを設けて、当財団の取扱職員の明細書などを掲載しているが、閲覧するには事前にID・パスワードの取得を求めており、閲覧者は限定的となっている。

財団が持っている情報について、知りたい人が知りたいときに自由に閲覧できるようにすることが、公益事業として学校給食の普及啓発や食育の推進するに当たって、ホームページをより有効なツールとして活用していくために不可欠となる。

そこで今後は、一般に公表していないような情報も、公表できない理由などを明確にし、公表できるものにしていく工夫をする。

財団が有する情報の閲覧ニーズについて、財団の普及啓発事業委員会や、県教委・栄養教諭研究協議会が開催する会議や研修会の機会を捉えて詳細に調査する。

また、掲載内容の見直しに当たっては、他の都道府県学校給食会などのホームページの掲載内容も参考にする。



(5 か年計画)

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 10 年度）	5 年目（R 11 年度）
・ 公表していない情報資料の洗い出し ・ 公表していない理由の究明	・ 公表を求められる資料の調査 ・ 公表に向けた情報資料の見直し	・ 公表する情報の拡大	・ 公表する情報の拡大	・ 公表する情報の拡大

具体的取組③ーC「広報誌のあり方検討」

（取組内容）

財団では、広報誌「あいち給食だより」を年4回（1月・5月・7月・10月）発行し、各小中学校や市町村教育委員会、給食センター等へ、主として栄養教諭を始めとした学校給食関係者向けに送付している。

昭和46年創刊。発行部数は、1月号が4,300部、その他は3,700部である。

掲載内容は、当財団における年間の事業を中心に、食育や献立に関する栄養教諭の寄稿など。基本的に、学校給食関係者向けであり、掲載内容も定例的になっていることから、広報媒体としての機能はあまり高くない。

今後、その機能を高めるため、紙面・掲載内容や配布方法（データ配信など）のあり方を検討し、配布対象や配布先の拡大を含めて抜本的に見直す。

令和7年度は、財団設立70周年の「特集号」を臨時に1月に発行する。

今後は、年4回の定期発行に加えて、適宜、テーマを決めて、臨時発行することも計画する。

広報誌のあり方については、財団のホームページリニューアルと併せて、PT（プロジェクトチーム）で検討する。



（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 現行の広報誌に対する意見・要望等の調査 ・ 調査結果を踏まえた広報誌のあり方検討 ・ 検討結果を踏まえた掲載内容や発行方法の見直し ・ 広報紙発行に係る予算措置	・ 新たな内容や方法による広報誌「あいち給食だより」の発行・配布 ・ 広報紙を活用した事例の収集 ・ 学校給食現場その他への広報紙の活用方法の紹介	・ 異なるコンセプトの広報誌発行の検討	・ 異なるコンセプトの広報誌発行の検討	・ 異なるコンセプトの広報誌発行の検討

具体的取組③－D「学校給食・食育の普及啓発に有用な支援のあり方検討」

（取組内容）

財団では、「公益財団法人愛知県学校給食会助成金事業実施要綱」に基づいて、学校給食の充実向上及び食育の推進に関する事業を行う団体に対して、毎年度助成金を交付してきている。

学校給食・食育の普及啓発に有益な助成金制度に転換する目的で、交付要綱を見直す。

また、現在、助成金の額を事業費の1／3～2／3として交付しているが、これを1／2以下とするとともに、交付対象を広げる。

【参考：実施要項の内容】

●対象事業

- ①学校給食の充実向上及び食育の推進に関する調査研究若しくは研究資料等の作成又は研修会、講習会若しくは料理教室等の開催
- ②学校給食を通じて県農産物の利用拡大、地産地消の推進に資する事業
- ③その他学校給食の充実向上と食育の推進に資すると理事長が認める事業

●助成金の額 限度額を30万円をとし、原則として対象経費の1／3～2／3の範囲内で、理事長が認める額

【参考：都道府県学校給食会による各種団体への助成金等の交付状況（R7年8月調査）】

交付している⇒47都道府県	交付していない⇒1県
---------------	------------

※愛知県（当財団）は、県小中学校長会（給食委員会）、県栄養教諭研究計議会、地区栄養教諭研究会などへ交付。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・助成金交付要綱の改正 ・翌年度の助成金交付申請団体の事前調査 ・助成金の予算計上	・助成金交付申請団体の募集 ・交付決定 ・交付金の支出	・助成金交付申請団体の募集 ・交付決定 ・交付金の支出	・助成金交付申請団体の募集 ・交付決定 ・交付金の支出	・助成金交付申請団体の募集 ・交付決定 ・交付金の支出

具体的取組④－A「決算内容の多角的な分析評価」

（取組内容）

財団では、これまで公益財団法人として、財務三原則（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有規制）を遵守することを念頭に置いた経営を行ってきた。

- ・収支相償⇒公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。
- ・公益目的事業比率⇒公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること。
- ・遊休財産額保有規制⇒遊休財産額が1年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

そうした中、令和6年度決算で1億円という過去に例のない赤字（収益が費用を下回る）となった。

予算と決算の乖離を分析したところ、気象の影響で稲の品質が落ちたことが原因で、玄米から精米にする「とう精」の工程での歩留まり率が下がったことによって玄米の購入量が増え費用が増したことや、副食食品の販売量が落ち込んだことなどによるものであることが分かった。

持続可能な安定経営のための基盤を作るためには、収支のバランスをとっていくためのノウハウが必要である。そこでまずは、収益と費用の双方において、予算との乖離を徹底的に分析する。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ R6年度決算内容の詳細分析 ・ R8年度予算書作成に向けた収益と費用の計算方法の抜本的見直し	・ 前年度決算内容の詳細分析 ・ 翌々年度予算書作成に向けた収益と費用の計算方法の見直し	・ 前年度決算内容の詳細分析 ・ 翌々年度予算書作成に向けた収益と費用の計算方法の見直し	・ 前年度決算内容の詳細分析 ・ 翌々年度予算書作成に向けた収益と費用の計算方法の見直し	・ 前年度決算内容の詳細分析 ・ 翌々年度予算書作成に向けた収益と費用の計算方法の見直し

具体的取組④ーB「運営コスト削減の検討」

(取組内容)

収支予算書では、財団の経常費用（コスト）を事業費と管理費に区分するとともに、事業費をさらに3事業（①物資供給事業・②食品衛生検査事業・③普及啓発事業）に区分し、その収益と費用の内訳も示している。

収支予算書において、経常収益を正確に見込み、その範囲内で経常費用を計上することが基本（収支相償）であり、決算においても予算計上の範囲内となるよう、毎月の収支の状況を正確に把握し、決算見込みを立てることをルール化する。

【参考：令和7年度収支予算（6月理事会での補正後）】

（単位：円）

科 目	計（①～④）	①物資供給事業	②食品衛生検査事業	③普及啓発事業	④共通（管理費）
経常収益(A=a+b+c+d)	9,677,121,000	9,663,146,000	12,000,000	0	1,975,000
基本財産運用益(a)	0	0	0	0	0
特定資産運用益(b)	905,000	0	0	0	905,000
事業収益(c)	9,675,083,000	9,663,083,000	12,000,000	0	0
雑収益(d)	1,133,000	63,000	0	0	1,070,000
経常費用(B=e+f)	9,703,678,000	9,472,402,000	99,998,000	50,132,000	81,146,000
事業費(e)	9,622,532,000	9,472,402,000	99,998,000	50,132,000	0
管理費(f)	81,146,000	0	0	0	81,146,000
当期経常増減額(A-B)	▲26,557,000	190,744,000	▲87,998,000	▲50,132,000	▲79,171,000

※令和7年度予算「当初経常増減額」が、当初予算で▲21,374千円、補正後▲26,557千円（5,183千円の赤字額の増）となった。

(5か年計画)

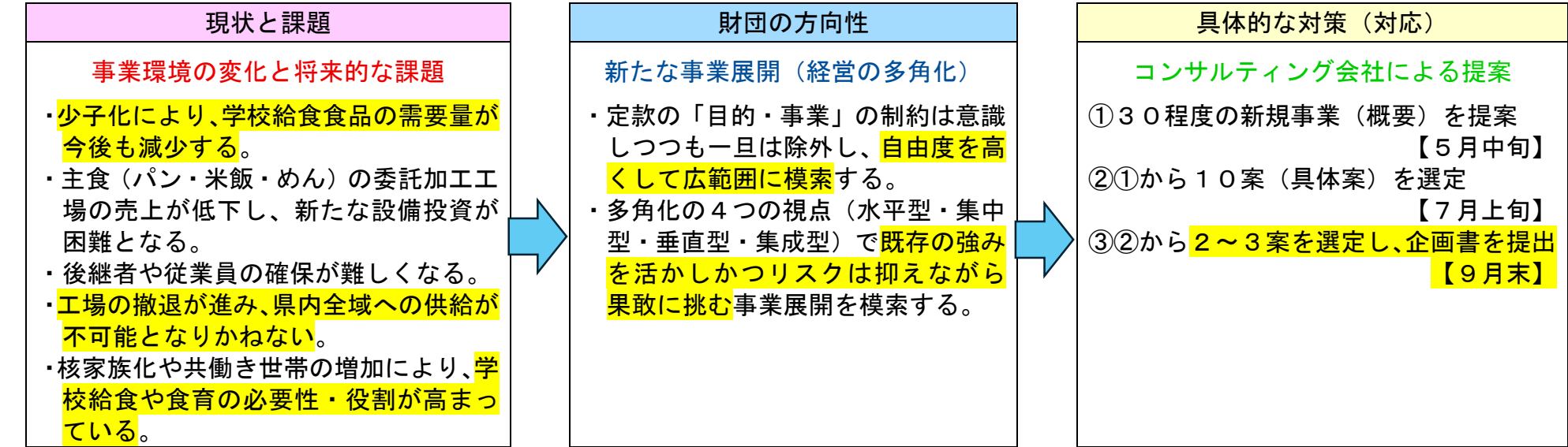
1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 予算計上方法（ルール）の作成（明確化） ・ 費用積算方法（ルール）の見直し ・ 収益見込み方法（ルール）の見直し	・ 財団内のルールに基づく予算計上の徹底	・ 財団内のルールに基づく予算計上の徹底	・ 財団内のルールに基づく予算計上の徹底	・ 財団内のルールに基づく予算計上の徹底

具体的取組④－C「将来を見据えた経営の多角化の模索」

(取組内容)

少子化により今後も縮小する財団の事業規模を維持するための方策を見出すため、コンサルティング会社に委託して、多角化経営に向けた新規事業を企画する。

【参考：R7年度の経営コンサルの委託】



(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 経営コンサルティング会社による新規事業の企画 ・ 新規事業の予算化 ・ 定款・公益認定の改定	・ 新規事業の実施	・ 事業の継続（見直し）	・ 事業の継続（見直し）	・ 事業の継続（見直し）

具体的取組④ーD「課題に対応した新規事業展開の検討」

(取組内容)

財団の経営の多角化のほかに、(重要な) 課題への対応のために必要な事業展開も行う必要がある。

そのために、経営戦略や組織・人事制度の見直しに精通したコンサルティング経験豊富な人材の派遣を受け、的確なアドバイスを基に、当財団の経営状況を診断し、その方針や方向性、組織の在り方や改革の方向性・方法などを見出す。

【参考：コンサルタントの派遣（出展：パーソルキャリア株式会社・経営支援サービス）】

プロフェッショナル人材活用について

約57,000名のプロフェッショナル人材のデータベースから、企業の状況・課題に応じて、最適な人材を、最適な方法で活用できます。

HiPro登録者 約57,000名 2024年3月末時点

※支援事例の一部を記載

アイデアの壁打ち役として

ハンズオンで実務をサポートしてほしい

大規模プロジェクトのマネジメントのために

異なる専門性を同時に活用

etc...

課題解決における手法の比較

中途採用に比べ、即戦力を期待できる
エグゼクティブクラスのプロ人材が最短1週間後から支援をスタートします。

	コスト	専門性	スピード	柔軟性
HiPro Biz	業務工数・業務内容・契約期間に応じてフレキシブルに設定可	経験豊富、専門性の高い即戦力	最短2週間でプロ人材の参画可能	プロジェクトのフェーズに応じ、契約内容の見直し可能
中途採用	採用費用+年収+社会保険等の固定費用が発生	経験年数により専門性に差が生じる	募集～入社まで数ヶ月程度要することが多い	プロジェクト単位での雇用契約が難しい
自社リソース	追加費用は発生しない	経験年数により専門性に差が生じる	異動や組織改編を伴わなければ、即時可能	異動や組織改編を伴う場合、一定の制約が生じる

(5 か年計画)

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ コンサルタントの選定 ・ 派遣料予算の計上	・ コンサルタントの派遣 ・ 組織の在り方や改革の方向性等の検討	・ コンサルティングの成果の財団組織での還元	・ コンサルティングの成果の財団組織での還元	・ コンサルティングの成果の財団組織での還元

具体的取組④－E「学校給食現場のニーズに対応した食品の開発・供給」

（取組内容）

学校給食においては、化学調味料を始めとする不要な食品添加物を使用しないことが求められており、また、主な原材料には地場産・県産・国産を使用することが、食育の観点から重視されている。そのため、学校給食現場のニーズは、必ずしも価格の安さを最優先とするものではなかった。こうしたニーズに応えるため、これまで主食及び副食においては、プライベートブランド（PB）品を活用し、一般市販品との差別化を図ってきた。PB品は、ナショナルブランド（NB）品とは異なる仕様で企画・開発され、学校給食に適した品質や原材料の選定が可能であることから、現場の要望に柔軟に対応できる手段として活用してきた経緯がある。

一方で、学校給食費の無償化が進む中で、入札制度の導入が想定される場合、価格を重視した選定傾向が強まることが懸念される。これにより、従来の品質重視の調達方針が見直される可能性があるほか、都市部および山間地域等を含む県内全域への同一価格での供給方式や財団による自主検査を前提とする供給方式についても、その持続可能性や公平性の観点から再検討が必要な段階にきている。

こうした背景を踏まえ、今後の食品の開発及び供給体制の在り方について調査・検討を行い、その方向性を見定めていくことが求められる。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・PB品の使用実態と満足度の評価 ・市町村別の落札状況の分析 ・給食現場に対するニーズの調査及び分析 ・他都道府県学校給食会への状況調査及び分析 ・入札制度における選定基準の精査 ・NB品の調査及び研究	・自主検査を組み込んだ供給方式の妥当性の検証 ・地域別によるコスト構造の分析 ・ニーズに応じた新規品の開発及び供給 ・新規NB品の供給	・方向性の決定 ・新規商品の実績分析 ・新規品の開発及び供給 ・新規NB品の供給	・新規商品の実績分析 ・新規品の開発及び供給 ・新規NB品の供給	・新規商品の実績分析 ・新規品の開発及び供給 ・新規NB品の供給

具体的取組④ーF「委託加工工場の経営を考慮した持続可能な供給計画（目標）の作成」

①各委託加工工場の現状分析と将来計画の策定

（取組内容）

学校給食の対象人員は、今後毎年約 8,000 人ずつ減少していくと予測しており、主食を加工する委託工場（パン 17 工場、米飯 18 工場、めん 12 工場）の経営環境は、ますます厳しさを増すと見込まれる。

これまでパンや米飯については、工場間で協業化が進められ、一部が集約された実績があるが、これは給食実施人員の減少対策として行ったものではない。

今後は、対象人員の減少を見据え、財団が主体となって工場の再編や集約を進めることで、需要に応じた生産量の調整や相互補完体制の構築を図る必要がある。

そのためにも、持続可能な供給体制の確立に向けた計画の策定が求められる。

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・ 委託加工工場の現状把握（経営状態、規模、能力、稼働率、設備老朽化の程度等）と整理 ・ 撤退又は縮小リスクのある工場の可視化 ・ 地域（ブロック）別の必要食数の予測 ・ 各関係先との協議、調整	・ 工場の地理的配置検討と配送効率の評価 ・ 再編、集約のシナリオ検討 ・ 各関係先との協議、調整	・ 各関係先との協議、調整 ・ 基本方針の設定、修正	・ 各関係先との協議、調整 ・ 基本方針の設定、修正	・ 計画の策定

具体的取組④－F「委託加工工場の経営を考慮した持続可能な供給計画（目標）の作成」

②センター炊飯方式を導入した市に対する新たな取組

（取組内容）

近年、市町村における学校給食センターは、老朽化や市町村合併、少子化に伴う食数の減少などの要因により、廃止や統合が進んでいる。

また、新たに給食センターを建設する場合には、非常災害時の避難所や炊き出し（支援）拠点としての機能も考慮される傾向にあり、平成26年度には田原市、令和6年度には新城市が、センター炊飯方式を導入した。

当財団の収益は、その大半を委託炊飯方式による米飯供給に依存しており、センター（自校炊飯）方式の導入が他の市町村へと広がることは、財団の経営基盤の弱体化を招く恐れがある。

このような状況を踏まえ、新城市および田原市に対しては、新たなアプローチを通じて、センター炊飯方式による提供回数の一部を、財団による委託炊飯方式で再納入、いわゆる「ハイブリッド方式」を提案し、導入させることで収益の確保を図るとともに、センター炊飯方式の他市町への拡大抑制につなげていく必要がある。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・2市の提供体制の現状把握と課題のヒアリングと可視化 ・委託炊飯方式のメリット、デメリットの整理 ・提案書の作成	・2市への提案及び協議	・ハイブリッド方式の導入	・ハイブリッド方式の導入	・ハイブリッド方式の導入

具体的取組⑤ー A 「組織改革」

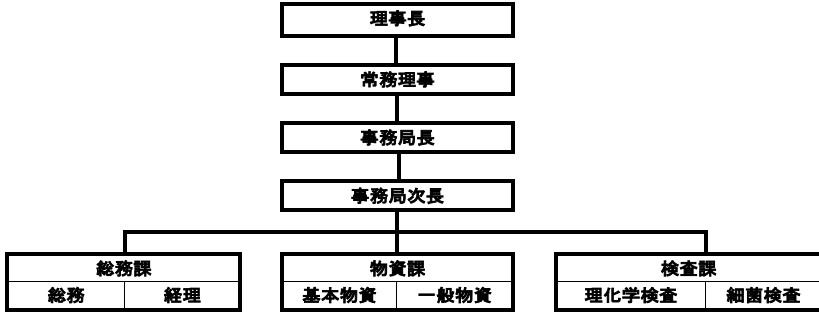
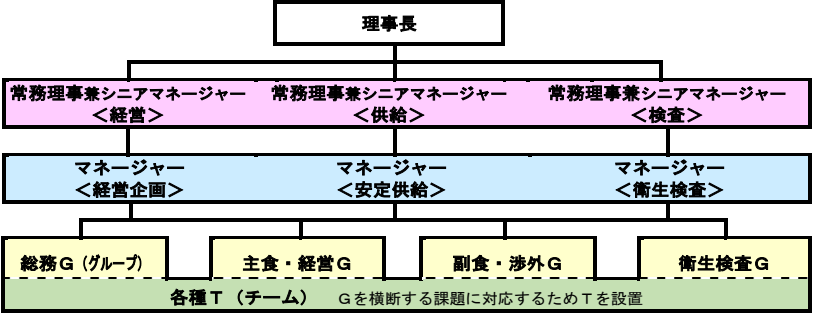
(取組内容)

組織改編により、権限と責任を分散して専門性を高めるとともに、組織をスリム化して、意思決定・判断のスピードを上げる。

県の外郭団体であった時期から変わっていない財団の人事（昇任）・給与（昇格）制度（いわゆる年功序列型賃金体系）から脱却し、やる気と能力、さらには成果をしっかりと反映できるものに見直す。

組織改編に当たっては、業務への支障や職場の混乱を来さないよう配慮しつつ、ある程度の時間（期間）を掛けて行う。

【参考：R7年度の組織改編の主な内容】

区 分	旧（R6年度まで）		新（R7年度から）	
組 織	3課体制	総務課、物資課、検査課	4グループ体制	総務G、主食・経営G、食・渉外G、衛生検査G
職 級	9階級	事務局長、次長、課長、主幹、課長補佐、係長、主任、主事、技師	4階級	シニアマネージャー、マネージャー、リーダー、担当 ※財団職員の給料上の職級は維持。
連 携	<規程なし>		P T（プロジェクトチーム）の設置 ※業務上の必要に応じて、グループ横断的に結成。	
組織図				

(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ 事務局長・次長の廃止 ・ シニアマネージャーとマネージャーの設置 ・ グループ（縦割り）とチーム（横断）による連携	・ R7年度の組織改編による効果（プラス面）や弊害（マイナス面）の検証と対策の検討	・ 組織改編（第2弾）の実施	・ R9年度の組織改編による効果（プラス面）や弊害（マイナス面）の検証と対策の検討	・ 組織改編（第3弾）の実施

具体的取組⑤－Ｂ「人材育成（外部研修・ＯＪＴ等）・人事評価の充実」

(取組内容)

広い視野と豊富な知識・経験を持った職員の育成を目指し、職場内研修（ＯＪＴ）及び外部研修（全給連・民間企業）を充実させるとともに、他府県給食会や学校給食関連企業・機関、学校・給食センターでの短期研修なども企画する。

職員のやる気と能力を最大限に引き出すとともに、一定の成果主義の導入に向け、給与反映につながる人事評価制度を抜本的に見直す。

【参考：財団の人材育成方針と研修体系＜案＞】

目指す職員像	職員研修体系	
①公益法人の職員として高い倫理観を持ち、児童・生徒の利益を優先できる職員 ②組織の一員としての自覚と責任を持って職務を遂行し、関係機関及び職場から信頼される職員 ③常に問題意識を持ち、自らの能力の向上と開発に努める職員 ④社会状況の変化に迅速に対応し、新たな課題に取り組む職員 ⑤優れた経営感覚を持ち、的確な判断や行動ができる職員	自己啓発 ＜能力開発＞	課題解決（目標＜役割＞達成度評価シートの活用）
	ＯＪＴ ＜能力開発＞	各種担当業務のレベルアップ（業務マニュアル（事務引継書）の作成・改定）
	所属研修 ＜専門的能力習得＞	総務・経営 ➡総務、労務、人事、賃金、公益会計、財務等セミナー 主食・副食・渉外 ➡食品表示、食品衛生、営業、マーケティング等セミナー 衛生検査 ➡業務・精度管理、食品添加物、微生物、理化学検査等セミナー
	組織研修 ＜基礎的能力習得＞	指名研修 ➡新採、採用３～５年目、職級別マネジメント、トップセミナー キャリアアップ研修 ➡能力開発期セミナー（主任級以下）、能力開発期拡張セミナー 特別研修 ➡公益法人制度、ＯＪＴ、トレーナー、コンプライアンス、ハラスメント、コミュニケーション、アンガーマネジメント等
	外部研修 ＜多角的能力習得＞	全給連研修 ➡経営者、管理職、実務者、主任・係長クラス、初任者、公益法人制度、営業 民間企業研修 ➡階級別セミナー（経営者・幹部、管理職、中堅・若手、新採） 職能別セミナー（経営、経理・財務、総務・労務、生産・物流）

(5 年計画)

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 1 0 年度）	5 年目（R 1 1 年度）
・職員育成方針・研修体系の策定 ・新たな研修先の開拓 ・能力発揮度、目標（役割）達成度評価の実施 ・新たな人事評価制度の調査・研究	・職員育成方針・研修体系に基づく人材育成 ・新たな人事評価制度の試行的導入	・職員育成方針・研修体系に基づく人材育成 ・新たな人事評価制度の導入成果の検証 ・新たな人事評価制度の見直し	・職員育成方針・研修体系に基づく人材育成 ・見直し後の新たな人事評価制度の継続	・職員育成方針・研修体系に基づく人材育成 ・見直し後の新たな人事評価制度の継続

具体的取組⑤－C「業務マニュアルの整備」

（取組内容）

日常業務を正確かつ無駄なく遂行するため、業務マニュアル（事務引継書）の作成を最重要課題と位置付け、取り組みを強化する。

業務マニュアルの作成は、課題の整理とその対策の検討に向けても発展的に活用するとともに、職員の仕事のスキルアップに繋げる。

なお、当財団では、従来から個々の業務について、その目的や経緯、手順などを書面に記録して来なかったため、個々の担当者の記憶（経験と勘）に頼る部分が大きく、個々の業務における精度と速度が劣っている実態がある。

そこで、一昨年度から事務局全職員に対して、目標・役割達成度評価の項目にも揚げ、業務マニュアル（＝事務引継書）の作成を進めたが、実態として成果が乏しい。

過去２年間に於ける進捗度合いが鈍いこと、また組織改編により各グループの所管事項や担当者の変更もあることから、目標（役割）達成度評価におけるウェイトを高めて組織（財団）としての重要度を上げる。

（５か年計画）

１年目（Ｒ７年度）	２年目（Ｒ８年度）	３年目（Ｒ９年度）	４年目（Ｒ１０年度）	５年目（Ｒ１１年度）
・ マニュアル作成項目の整理と進捗確認 ・ 作成状況の確認	・ 達成目標の設定 ・ 完成度の確認	・ 達成目標の設定 ・ 完成度の確認	・ 達成目標の設定 ・ 完成度の確認	・ 達成目標の設定 ・ 完成度の確認
・ 目標評価においてウェイトを２０％以上 ・ 役割評価においてチャレンジではなく役割項目に位置付け	・ 人事評価における取組成果の検証 ・ 人事評価における取組の継続	・ 人事評価における取組成果の検証 ・ 人事評価における取組の継続	・ 人事評価における取組成果の検証 ・ 人事評価における取組の継続	・ 人事評価における取組成果の検証 ・ 人事評価における取組の継続

具体的取組⑤ーD「福利厚生の実践」

（取組内容）

実質的な対象が一部の職員に限られていた従来の昼食補助を廃止して、全員に均一に給付できるカフェテリアプランを導入する。
職員の福利厚生の一環で、これまで自費で受診していた人間ドックを職場が実施する定期健康診断の際のオプションとして補助する。
カフェテリアプランと人間ドック補助のほか、福利厚生として有効で、財団として経費負担が持続可能なものを調査・検討する。

【参考：福利厚生について】

福利厚生とは・・・企業が従業員やその家族の健康や生活を向上させるために、給与や賞与とは別に提供するサービスや制度の総称。 具体的には、健康保険や厚生年金保険、通勤手当、育児支援、レジャー施設割引などが含まれる。 福利厚生は、従業員の生活の安定・向上、働きやすさの確保、そして企業への愛着を深めるために重要な役割を果たす。		
主な福利 厚生の例	法定福利厚生	法律で義務付けられているもので、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険など。
	法定外福利厚生	企業が任意で導入するもので、通勤手当、住居手当、育児支援、レジャー施設割引、研修制度など。
福利厚生の メリット	従業員の満足度向上	生活の安定や働きやすさをサポートすることで、従業員の満足度を高める。
	優秀な人材の確保	福利厚生が充実している企業は、採用活動において優位になる。
	従業員の定着率向上	働きやすい環境を提供することで、離職率を下げ、従業員の定着率を向上させる。
	企業のイメージ向上	福利厚生が充実している企業は、社会的な評価を高めることができる。
福利厚生を 導入する際 の注意点	従業員のニーズの把握	従業員の意見をヒアリングしたり、アンケートを実施したりして、どのような福利厚生を望んでいるか把握することが重要。
	制度設計の工夫	従業員の多様なニーズに配慮した制度設計を心がけることが重要。
	従業員への周知の徹底	導入した福利厚生を従業員に周知し、利用を促すことが重要。
	定期的な見直し	導入後の利用状況などを踏まえて、定期的に福利厚生を見直し、改善していくことが重要。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・カフェテリアプランの導入 ・人間ドック補助（自己負担3千円）の実施 ・職員へのアンケートの実施	・カフェテリアプラン導入成果の検証・見直し ・人間ドック補助の継続（見直し） ・新たな福利厚生の検討 ・予算措置	・カフェテリアプラン導入成果の検証・見直し ・人間ドック補助の継続（見直し） ・新たな福利厚生の検討 ・予算措置	・カフェテリアプラン導入成果の検証・見直し ・人間ドック補助の継続（見直し） ・新たな福利厚生の検討 ・予算措置	・カフェテリアプラン導入成果の検証・見直し ・人間ドック補助の継続（見直し） ・新たな福利厚生の検討 ・予算措置

具体的取組⑤－E「施設設備の老朽化対策」

（取組内容）

築50年を経過した本館・倉庫の老朽化対策について、専門的な見地からその方向性（建替え・長寿命化改修）を見極める。

財団の従来の長期的な積立計画を見直し、喫緊の課題として具体的な資金計画を策定する。

【参考：財団の施設概要】敷地面積：11,982㎡（県有地を有償賃借）

区 分	本 館	倉庫その他
構 造	鉄筋コンクリート造5階建て	鉄骨平屋建て
延べ床面積	1,660㎡	3,633㎡
整備年度	S48・49年度（S49.7.1業務開始）	
施設内容	（1階）理事長室、事務室、会議室1・2、細菌検査室 （2階）理化学検査室、調理室、食堂、休養室 （3階）第一・第二研修室、情報展示室	常温倉庫 1,007㎡ 低温倉庫（15℃以下） 878㎡ 冷凍倉庫（マイナス25℃以下） 1,341㎡ 車庫等 407㎡
最近の改修等	H14年度 空調設備取替工事 23百万円 H18年度 耐震補強工事 7百万円 H24年度 屋上防水改修工事 3百万円 H25年度 トイレ改修工事 11百万円 H26年度 壁面防水補強工事 25百万円 H27年度 研修室内装工事 15百万円 H28年度 1階内装工事 6百万円 R3年度 空調設備工事 21百万円 R6年度 食堂・休養室改修工事 17百万円	H11年度 冷凍機設備更新 30百万円 H29年度 冷凍倉庫屋根葺替工事 44百万円 R6年度 トイレ改修工事 10百万円

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・建物コンサル会社への調査委託の検討	・建物コンサル会社への調査委託 ・耐久性の評価と対策の比較検討	・基本調査	・基本設計	・実施設計
・他府県給食会における建物老朽化対策の状況調査	・建替え等の資金の調達方法の検討 ・資金確保			

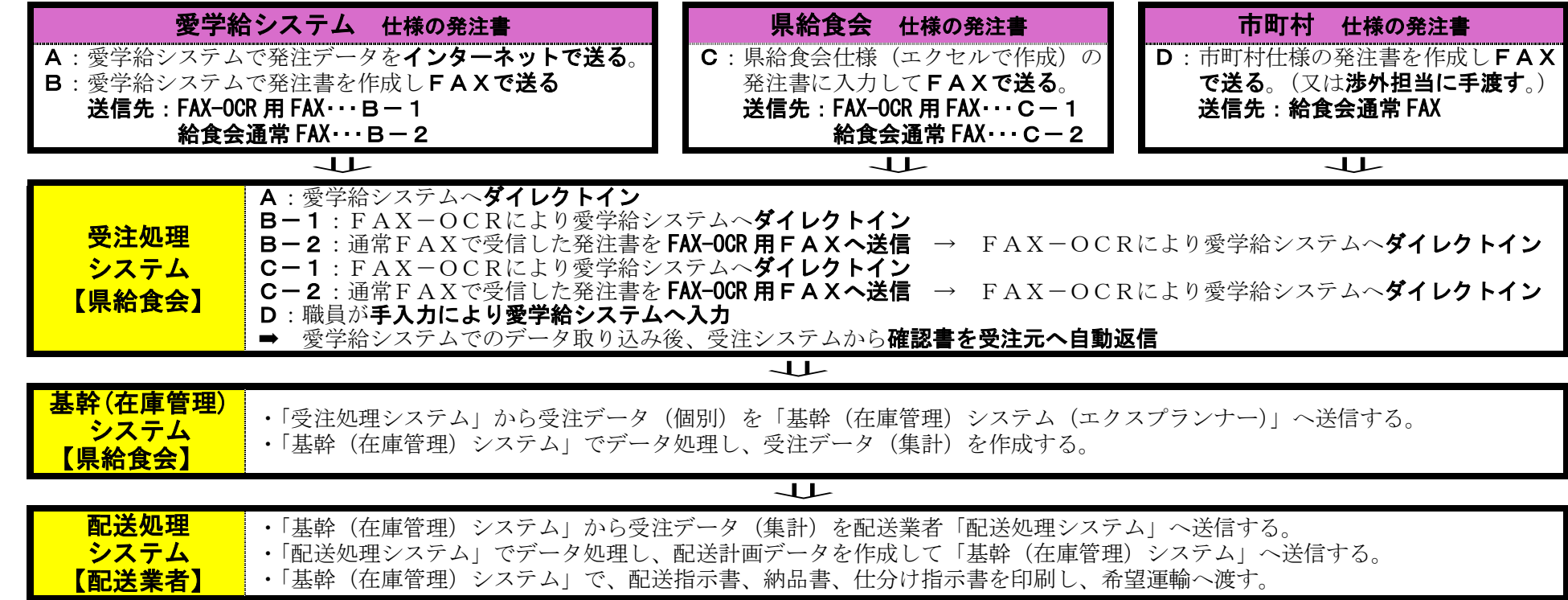
具体的取組⑤ーF「流通・会計システムの刷新」

(取組内容)

現行のシステムにおける課題（弱点）の中で、経費及び時間的に改善が可能な部分について調査・検討し、対処する。

将来的な財団の経営方針を定めた上で、経費的に見合うシステムの開発について調査・研究し、システムコンサルの委託を検討する。

【参考：現行の財団のシステム（概要）】



(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・市町村様式の注文書の読取りシステムの構築 ・新システム開発コンサルの委託に向けた調査・研究	・市町村様式の注文書の読取りシステムの導入 ・新システム開発コンサルの委託に向けた調査・研究	・市町村様式の注文書の読取りシステムの導入 ・新システム開発コンサルの委託方針の決定 ・新システム開発コンサル会社の選定 ・新システム開発コンサルの予算計上	・市町村様式の注文書の読取りシステムの導入 ・新システム開発コンサルの委託	・市町村様式の注文書の読取りシステムの導入 ・新システム開発コンサルの委託

具体的取組⑤－G「学校給食食品供給の補完体制の確立」

（取組内容）

既に構築している緊急時の補完体制を見直し強化するとともに、大規模災害時の広域の補完体制を確立する。

R 6 年度の取組状況	R 7 年度の取組計画
●委託加工工場の隣接工場による現状の補完体制をフェーズ 1、災害時のより広域な範囲による補完体制をフェーズ 2 とする、2 段階方式の補完体制を検討 ●精米、製粉工場の補完体制は、取引工場の他県所在の工場も含めた補完体制案を検討 ●配送業者については、現状の 3 事業者とその協力会社を含む補完体制案を検討	●フェーズ 2 案を作成し、各協会と検討 ●精米、製粉工場の他県工場の所在一覧表を作成し、各工場での補完（代替）機能としての能力を明確化 ●配送業者には、協力会社の有無を確認し、自社以外での配送能力を機能及び既存業者間での配送能力の確保を提案 ●委託加工工場と共同での被災状況確認訓練の実施を提案

（5 か年計画）

1 年目（R 7 年度）	2 年目（R 8 年度）	3 年目（R 9 年度）	4 年目（R 10 年度）	5 年目（R 11 年度）
・ 現行の補完体制の見直し・強化 ・ 広域の補完体制の構築	・ 現行の補完体制の見直し・強化 ・ 広域の補完体制の構築	・ 現行の補完体制の見直し・強化 ・ 広域の補完体制の構築	・ 現行の補完体制の見直し・強化 ・ 広域の補完体制の構築	・ 現行の補完体制の見直し・強化 ・ 広域の補完体制の構築

具体的取組⑤ーH「被災後におけるコントロールタワー機能の構築」

(取組内容)

大規模災害後の学校給食の早期再開に加え、被災地への食品供給についてのコントロールタワーとしての機能を持ち、その充実を図る。

これは、県内の学校給食用食品の供給において最大のシェアを占めるとともに、公益目的で食品供給事業を展開している、当財団の当然の使命と捉え、①学校給食食品の安定供給、②学校給食食品の安全確保と衛生管理、③学校給食の普及啓発と食育の推進に次ぐ、第4の主要事業とすることも視野に入れた取組を進める。

したがって、コントロールタワー機能は、食品の供給に留まることなく、食品等の衛生管理や配送など、当財団が有するあらゆる資源を対象にしたものとする。

【最近の大規模災害】

名称	発生時期	死者・行方不明者（負傷者）	被害総額
阪神・淡路大震災	1995年（平成 7年）	6, 437人（43, 792人）	約10兆円
東海豪雨	2000年（平成12年）	10人（ 115人）	約 8, 500億円
東日本大震災	2011年（平成23年）	22, 500人（ 5, 400人）	約16兆9、000億円
熊本地震	2016年（平成28年）	278人（ 2, 809人）	約 3兆8, 000億円
西日本豪雨	2018年（平成30年）	271人（ 484人）	約 1兆1, 580億円
令和元年台風19号	2019年（令和 元年）	108人（ 375人）	約 1兆8, 800億円
令和6年能登半島地震	2024年（令和 6年）	616人（ 1, 299人）	1. 1兆～2. 6兆円

(5か年計画)

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
・ コントロールタワー機能の項目と内容の整理 ・ 現状と課題の整理 ・ 国や県、市町村との連携の模索	・ コントロールタワー機能の項目と内容の整理 ・ 現状と課題の整理 ・ 国や県、市町村との連携の模索	・ コントロールタワー機能の項目と内容の整理 ・ 現状と課題の整理 ・ 国や県、市町村との連携の模索	・ コントロールタワー機能の項目と内容の整理 ・ 現状と課題の整理 ・ 国や県、市町村との連携の模索	・ コントロールタワー機能の項目と内容の整理 ・ 現状と課題の整理 ・ 国や県、市町村との連携の模索

具体的取組⑤ーⅠ「災害支援ステーション設置の検討」

（取組内容）

地震大国である日本。近年だけでも、阪神淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、能登半島地震（令和6年）と大規模災害が頻発し、今後も南海トラフ巨大地震の発生が警戒されている。また、地震だけでなく、伊勢湾台風（昭和35年）や東海豪雨（平成12年）といった水害も頻発している。

国（文部科学省）は、各都道府県学校給食会についても、非常災害時の食料支援の供給元として想定し、供給可能な食品の具体的調査を行っている。

具体的取組⑤ーⅡ「被災後におけるコントロールタワー機能の構築」における取組を基に、現実到大規模災害が発生した際には、当財団が「災害支援ステーション」の一つとなることを想定した準備を進めるための検討を行う。

（5か年計画）

1年目（R7年度）	2年目（R8年度）	3年目（R9年度）	4年目（R10年度）	5年目（R11年度）
		・災害支援ステーション 設置に向けた調査	・災害支援ステーション 設置のための関係機関 との調整	・災害支援ステーション 設置のための具体的な 準備